

最高裁秘書第2525号

令和3年8月11日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和3年7月9日付け（同月12日受付、第030349号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 平成27年11月25日付け最高裁判所事務総局総務局第三課長事務連絡「「予納郵便切手の取扱いに関する規程」及び「予納郵便切手の取扱いに関する規程の運用について」の改正の概要」の送付について」（片面で6枚）
- (2) 平成27年11月25日付け最高裁経用3441号経理局用度課長、監査課長事務連絡「保存期間満了に伴って訟廷管理官から物品管理官に引き継がれる予納郵便切手の取扱いについて」（片面で2枚）
- (3) 平成27年11月25日付け最高裁経用3442号経理局用度課課長補佐、監査課課長補佐事務連絡「訟廷管理官から物品管理官に引き継がれる予納郵便切手の取扱いについて」（片面で4枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(訟ろー01)

平成27年11月25日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局第三課長 佐野寛次

「「予納郵便切手の取扱いに関する規程」及び「予納郵便切手の取扱いに関する規程の運用について」の改正の概要」の送付について（事務連絡）

この度、下記1の規程が制定され、下記2の通達が発出されました。

この規程及び通達の参考資料として「「予納郵便切手の取扱いに関する規程」及び「予納郵便切手の取扱いに関する規程の運用について」の改正の概要」を送付しますので、関係職員に配布して執務の参考にするようお取り計らいください。

なお、平成27年6月15日付け当職及び家庭局第二課長事務連絡「保存期間が満了した予納郵便切手等の廃棄留保について」に基づいて、所在不明その他の理由により返還することができない予納郵便切手、予納収入印紙及び予納登記印紙については廃棄を留保していただいているところですが、これらのうち、予納郵便切手については、今回の規程の改正により10年間の保存期間が経過した後には、物品管理官に引き継ぐこととなりましたから、同事務連絡のうち予納郵便切手の廃棄留保に関する部分は、この規程の施行及び通達の実施（平成27年12月1日）に伴い、当然に効力を失うことになりますので、念のため申し添えます。

また、予納収入印紙及び予納登記印紙については、同日以降も同事務連絡の効力が維持されますので、この点についても念のため申し添えます。

今回の改正により、予納郵便切手については、当事者に返還することができない場合でも、10年間の保存期間経過後に、保存義務者である訟廷管理官から物品管理官に引き継がれ、物品管理法の適用を受ける物品として使用されることになりますので、予納郵便切手の管理に関する事務を取り扱う全ての職員に対し、これまで以上に、規程及び通達に従った厳格な管理を徹底してください。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

記

1 規程

予納郵便切手の取扱いに関する規程の一部を改正する規程（平成27年最高裁判所規程第6号）

2 通達

平成27年11月25日付け最高裁総三第229号事務総長通達「「予納郵便切手の取扱いに関する規程の運用について」の一部改正について」

(平成27.11.25総三印)

「予納郵便切手の取扱いに関する規程」及び「予納郵便切手の取扱いに関する規程の運用について」の改正の概要

第1 改正の趣旨

「予納郵便切手の取扱いに関する規程」（以下「郵券規程」という。）は、民事訴訟費用等に関する法律第13条の規定に基づいて当事者に予納させた郵便切手（以下「予納郵便切手」という。）の管理に関する事務の取扱いについて定めるものであり、「予納郵便切手の取扱いに関する規程の運用について」（以下「郵券通達」という。）は、郵券規程の運用（実施細目）について定めるものである。

今回の改正は、予納郵便切手の適正な管理の確保を目的として、所在不明その他の理由により当事者に返還することのできない予納郵便切手（以下「返還不能郵券」という。）について、郵券規程が定める保存期間が経過した後の取扱いに関する規定を新設するなどの所要の改正を郵券規程及び郵券通達について行ったものであり、その具体的な内容は第2のとおりである。

第2 改正の具体的な内容

1 郵券規程の改正について

改正前の郵券規程においては、返還不能郵券について、返還の事由が生じたときから10年間、訟廷管理官（訟廷事務をつかさどる主任書記官を含む。以下同じ。）が保存しなければならないものとされていたが、保存期間経過後の取扱いに関する規定は置かれておらず、郵券通達において、所定の手続を経た後に訟廷管理官が廃棄するものとされていた。しかしながら、このような改正前の郵券規程の規律は、予納郵便切手の適正な管理という観点からは不十分なものであると考えられることから、訟廷管理官による返還不能郵券の保存義務について定める第8条の中に、保存期間が満了した返還不能郵券を物品管理官（高等裁判所においては事務局次長、地方裁判所及び家庭裁判所においては事

務局長である。*)に引き継がなければならない旨の規定（第2項）を新設することとしたものである。＊下級裁判所会計事務規程第3条第10項、同条第1項

なお、物品管理官に引き継がれた後は、物品管理法の適用を受ける裁判所の物品として使用されることとなる。

2 郵券通達の改正について

返還不能郵券の処分方法について郵券規程を改正したことに伴い、郵券規程の実施細目を定める郵券通達につき改正するものであり、その改正点は以下のとおりである。

(1) 家庭裁判所調査官等による予納郵便切手の使用（記第3の2関係）

改正前の郵券通達では、予納郵便切手の使用者は係書記官、家庭裁判所調査官、係書記官の補助者等とされていたところ、その使用者の範囲を明確にするものであり、これまでの運用を改めるものではない。

(2) 主任書記官による必要な措置（記第3の4関係）

主任書記官が、予納郵便切手の使用者たる係書記官、家庭裁判所調査官、家庭裁判所調査官補及びこれらの補助者に対し、予納郵便切手に関する事務の状況についての説明を求めること、その他の必要な措置をとることができるものである。主任書記官が予納郵便切手の管理について職責を負うことから、従前からこのような措置をとることは当然にできるとされているが、適正な管理の確保の観点から明文化したものである。

なお、係書記官やその補助者に対しては、予納郵便切手という物品の管理者という立場からのみならず、一般執務の指導監督権からも主任書記官の管理が及ぶこととなるが、家庭裁判所調査官及び家庭裁判所調査官補並びにこれらの補助者に対しては、前者（物品の管理者）の観点からのみ、主任書記官の管理行為が及ぶことになる。すなわち、主任書記官による「必要な措置」とは、予納郵便切手の管理者として、予納郵便切手の適正な管理を確保するという観点から行うものであり、同措置の例としては、予納郵便切手管理袋

の「摘要」事項の記入漏れや印漏れ等を指摘し、不備の是正を指示することが挙げられるが、これらは、必要に応じて説明を求めることができるという点も含め、従前から行われていた主任書記官による管理事務と何ら変わるものではなく、職制上の上司である主任家庭裁判所調査官等が行う指導監督に影響を及ぼすものではない。

(3) 返還不能郵券の保存（記第6の3関係）

10年の保存期間を経過した返還不能郵券の保存方法についての規定を新設するものであり、物品管理官に引き継ぐまでは訟廷管理官は、10年の保存期間中と同様の保存を続けることを明記したものである。

(4) 返還不能郵券の訟廷管理官による引継ぎ（記第6の5関係）

今回の郵券規程の改正により、保存期間経過後の返還不能郵券が物品管理官へ引き継がれことになったことから、訟廷管理官が物品管理官に返還不能郵券を引き継ぐ場合の時期、方法についての規定を新設したものである。

引継ぎの時期は、毎年1月末日までに、前司法年度中に保存期間が満了したものについて行うこととした。なお、後述のとおり、改正郵券通達の実施直後の引継ぎ時期に当たる平成28年1月末の引継ぎについては、事務の負担等を考え経過規定を置いている。

引継ぎの方法は、訟廷管理官が新たに規定した物品（郵便切手）取得通知書（別紙様式第6）を作成して返還不能郵券を物品管理官に引き継ぐ旨を首席書記官に報告した上で行うものとした。なお、実際の送付に当たっては、同郵券の授受関係を明確にするため、事件関係送付簿（平成4年8月21日総三第27号事務総長通達「事件関係の帳簿諸票の備付け等について」）によって引き継ぐか、書留郵便の方法により送付することが相当である。

なお、前記通知書の発信者名には、郵券規程第2条が定める管理職員であることを明らかにするため、「〇〇〇〇裁判所〇〇訟廷管理官●●●●」「〇〇〇〇裁判所〇〇支部（上席）主任書記官●●●●」「〇〇簡易裁判所

裁判所書記官●●●●」などと記載することになる。

(5) 首席書記官等の検査（記第9関係）

返還不能郵券の処分方法を廃棄から物品管理官への引継ぎに変更したこと
に伴い（記第6の5関係）、「廃棄」の文言を「引継ぎ」に改めたものであ
る。

(6) 使用中の予納郵便切手が亡失等したときの報告（記第10の1関係）

記第3の4において、主任書記官による必要な措置が家庭裁判所調査官等
にも及ぶ旨を明文化したことと同様の観点から、本報告の対象者には、家庭
裁判所調査官等が含まれることを明文化したものである。

3 付記について

郵券通達記第6の5の(1)の規律によれば、平成27司法年度以前に保存期間
が満了した返還不能郵券については、平成28年1月末に物品管理官へ引き
継ぐ必要が生じるが、事務の混乱を避ける等の観点から平成28年12月2
8日までに物品管理官へ引き継ぐことで足りる旨の経過規定を置いた。

最高裁経用 3441号

(会ろ-03)

平成27年11月25日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局経理局用度課長 香 村 直 樹

最高裁判所事務総局経理局監査課長 原 宗 鑑

保存期間満了に伴って訟廷管理官から物品管理官に引き継
がれる予納郵便切手の取扱いについて（事務連絡）

「予納郵便切手の取扱いに関する規程」第8条第2項の定めにより、物品管理官
が訟廷管理官（訟廷事務をつかさどる主任書記官を含む。以下同じ。）から保存期間
が満了した予納郵便切手（以下「引継郵券」という。）の引き継ぎを受ける際には、
下記のとおり取り扱ってください。

記

1 引継ぎの時期

引継郵券は、毎年1月末までに前司法年度中に保存期間が満了したものについ
て、各庁の訟廷管理官から物品管理官（分任物品管理官を含む。）に引き継がれる
(平成7年3月24日付け最高裁総三第18号事務総長依命通達「予納郵便切手
の取扱いに関する規程の運用について」記第6の5参照)。

2 受入事務

(1) 受領書の発行

物品管理官は、訟廷管理官から引継郵券及び「物品（郵便切手）取得通知書」

の送付を受けた場合には、引継郵券の枚数等と同通知書の記載内容を照合した上で、受付印が押印されている同通知書の写しを訟廷管理官あてに返送する。

(2) 物品管理簿への登載

物品管理官は、訟廷管理官から引継郵券の送付を受けた場合には、物品管理簿（物品管理システム）に、分類を「庁用品」、細分類を「消耗品」、種類を「金券類」、品目を「郵便切手」として、「訟廷管理官（○○支部）から引継」等と登記する。

(3) 受入科目

基本的に、（項）下級裁判所（目）庁費の郵便切手に組み入れる（ただし、各庁の郵便切手の使用状況により、その他の科目に組み入れて使用することも差し支えない。）。

3 引継郵券の管理上の留意事項

(1) 引継郵券は、歳出予算で購入した郵便切手と同様の庁用品として、会計監査や定期検査等において、監査・検査の対象となることに留意する。

(2) 引継郵券を受け入れることによって、使用見込みが限られる券種の郵便切手が増えすぎないように、工夫して使用することに留意する（たとえば、①これまで料金後納郵便物としていた郵便物に郵便切手を貼付する、②10通以上の郵便物を差し出す場合に料金別納郵便制度を利用して郵便料金を郵便切手で支払う、③小荷物運送契約を郵便局と締結している場合にゆうパック料金を郵便切手で支払う、といった工夫を行う。）。

(3) 訟廷管理官からの引継ぎが適正に行われるよう、毎年1月末までの引継ぎ前後には、各訟廷管理官と連絡を取り合うなど連携に留意する。

最高裁経用 3442号

(会ろ-03)

平成27年11月25日

高等裁判所事務局会計課長 殿

地方裁判所事務局会計（経理・用度）課長 殿

家庭裁判所事務局会計（経理）課長 殿

最高裁判所事務総局経理局用度課課長補佐 大澤 寛久

最高裁判所事務総局経理局監査課課長補佐 大島 辰哉

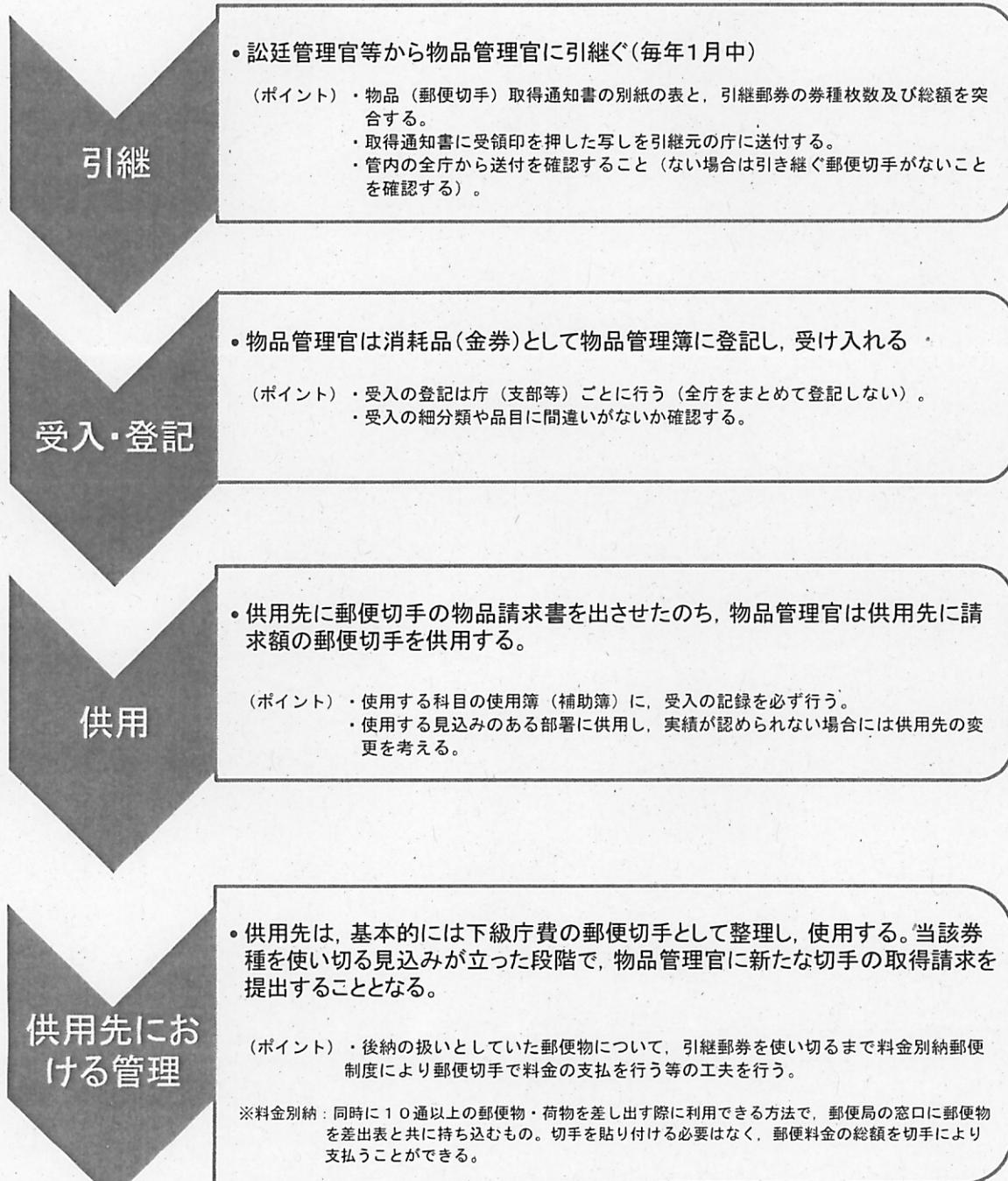
訟廷管理官から物品管理官に引き継がれる予納郵便切手の

取扱いについて（事務連絡）

標記の取扱いについては、本日付けの用度課長及び監査課長事務連絡で具体的な事務処理をお示ししているところですが、全体的な事務の流れや留意点、また事務処理上で生じると思われる疑問への対応などについて、別紙1、2のとおりまとめましたので、執務の参考にしてください。

(別紙1)

◎引継郵券を裁判所の業務で使用する際のフロー



(別紙2)

保存期間が満了した予納郵便切手を物品管理官が引き継ぐこと及びこれを府用品として使用することに関するQ&A

No.	問	答
1	郵便切手を物品管理官に引き継ぐこととしたのはなぜですか。	保存期間が満了した返還不能予納郵便切手については、物品管理法の適用を受ける国の物品として使用することが適切であると考えられます。そこで返還不能予納郵便切手を使用することを前提として物品管理官に引き継ぐこととしたものです。
2	当事者が予納した郵便切手を、府用品として使用できるのはなぜですか。	当事者に予納してもらった郵便切手については、当事者が裁判所に提出した時点で国の所有する物品となると考えられています（法的性質として「消費寄託」に類するものと理解されています）。国の所有する物品は適正かつ効率的な供用その他良好な管理を図らなければならず、最も効率的に運用する必要がありますが、返還不能となり、10年の保存期間を満了した予納郵便切手については、物品管理官において引継いだうえで業務で発送する郵便物の料金の支払に使用することが最も効率的であり適切であると考えたためです。
3	予納された郵便切手については、予納された時点から物品管理法が適用されるのですか。	予納された郵便切手は、民事訴訟費用等に関する法律29条3項により委任された予納郵便切手の取扱いに関する規程（以下「郵券規程」という。）及びこの関連通達によって規律されており、物品管理法6条により民事訴訟費用等に関する法律及び郵券取扱規程の規定が優先して適用されることになり、予納された時点では物品管理法の規定は基本的には適用されません。
4	予納郵便切手を府用品として使用する場合、具体的にどのような方法をとるのですか。	歳出予算で購入した郵便切手と異なることはありません。
5	予納郵便切手はどの科目で使用しても構わないのでしょうか。	府によって郵便切手の使用状況が異なると思われますが、基本的には下級府費の使用が多いと考えて、各府が判断に迷わないよう事務連絡にはその旨を記載しています。他の科目、たとえば裁判費に組み入れて使用することも差し支えありません。
6	最高裁で組み入れる科目を指定するべきではないですか。	第1審裁判所と高等裁判所等では、郵便切手の使用に適する科目が異なることが多いと思われますし、府や時期によっても郵便切手を多く使用する科目は異なると思われますので、柔軟な対応ができるようにしたものです。

No.	問	答
7	引き継がれる郵便切手は特別送達を想定した高額な郵便切手も多く、使用する機会が少ないとと思われますが、使用の見込みがない郵便切手を多く会計課が保管する結果とならないでしょうか。	そのようなことにならないよう、これまで後納郵便を利用していた郵便物についても郵便切手を使用して発送するようにし、同一料金の郵便物を多数発出する場合には、別納手続を利用して郵便切手で郵送料を支払うようするなどの方法を事務連絡で示しています。具体的な方法は各庁で工夫をしてください。
8	規模が小さい支部などには物品管理官へ引き継ぐ郵便切手がない場合（返還不能郵券がない場合）もあると思われますが、そのような場合、会計担当者としてはどのようにすればよいのでしょうか。	庁の規模や年度によっては、訟廷管理官から物品管理官へ引き継ぐ郵便切手がない場合もあると思われます。訟廷管理官（主任書記官等）から引き継ぐ郵便切手がない場合には、正式な通知書は送付されませんが、引継ぎ漏れを防ぐためにも各庁や事件部に確認するなど連携を密にしてください。
9	1月末までに物品管理官に引き継ぐべき郵便切手を、そのまま1月に事件部に供用される郵便切手として使用してよいでしょうか（通知書のみを物品管理官に送付し、実際の郵便切手は事件部に供用されたものとして送付しない運用でよいでしょうか）。	そのような運用では、物品管理官が通知書記載の郵便切手の引継ぎを受けたといえず、責任の所在が明らかとならないことから、不相当地あると考えています。必ず物品管理官に実際に郵便切手を引継いだうえで、必要量の供用を受けるようにしてください。